

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年1月22日

横浜市契約事務受任者
南区長 松山弘子

- 1 契約の概要
舗装隆起箇所の応急復旧
- 2 履行（納品）場所
南区中里四丁目3番27号地先
- 3 契約日
令和元年9月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年9月3日から令和元年9月5日
- 5 契約金額
4,730,000円（うち取引に係る消費税額 430,000円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
新栄重機土木株式会社 代表取締役 新井正和
南区永田北三丁目40番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
大雨による災害発生により、即時に対応を行わなければ市民生活の安全確保や行政サービスに重大な支障が生じるため。
- 8 契約の相手方の選定理由
新栄重機土木株式会社の代表取締役新井正和は、社団法人横浜建設業協会南区会の会長であること。また、社員が多く緊急対応が可能であるので契約の相手方に選定した。
- 9 所管課
南区南土木事務所